

## 外国金融商品市場等外国株式に係る上場有価証券等書面

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりインタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社が、媒介業者としてお渡しするものです)

この書面には、国内の金融商品取引所に上場されている有価証券（以下「上場有価証券等」といいます）の売買等（※1）を行なっていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、内容を十分ご理解のうえ、お取引いただきますようご案内いたします。なお、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

上場有価証券等の売買等は、様々なリスクがあり、利益が得られることもある反面、場合により、投資元本を割り込み、損失（元本の欠損）が生じるおそれがある取引です。したがって、お取引の際には、お客様自らの資力、投資目的及び投資経験等に照らして、ご自身のご判断と責任において取引を行っていただきますようお願い申し上げます。

### 手数料などの諸費用について

- ・ 手数料などの諸費用につきましては、Interactive Brokers LLC の WEB ページ ([http://interactivebrokers.co.jp/en/p.php?f=commission&ib\\_entity=jp](http://interactivebrokers.co.jp/en/p.php?f=commission&ib_entity=jp)) を御覧下さい。
- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等における売買手数料及び公租公課その他の賦課金が発生します(※1)。
- ・ 外国証券の売買、償還等にあたり、円貨と外貨を交換する際には、外国為替市場の動向をふまえて当社が決定した為替レートによるものとします。

### 上場有価証券等のお取引にあたってのリスクについて

- ・ 外国証券の外国取引にあたっては、外国金融商品市場等による規制などにより、特定の銘柄の売買停止その他の規制措置が講じられることがあります。お取引にあたっては、外国金融商品市場等の諸規則を十分にご確認下さい。
- ・ 上場有価証券等の売買等にあたっては、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場、社会情勢等の変動や、投資信託・投資証券・預託証券・受益証券発行信託の受益証券等の裏付けとなっている株式・債券・投資信託・不動産・商品・カバードワラント等(以下「裏付け資産」(※2)といいます。 )の価格や評価額の変動に伴い、上場有価証券等の価格が変動することによって、損失(元本の欠損)が生じるおそれがあります。

- ・ 上場有価証券等発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合や、裏付け資産の発行者または保証会社等の業務や財産の状況に変化が生じた場合、上場有価証券等の価格が変動することによって損失（元本の欠損）が生じるおそれがあります。
- ・ 上場有価証券等のうち、他の種類株式・社債・新株予約権等その他の財産に転換可能な条件または権利が付されている場合において、当該財産の価格や評価額の変動や、転換後の当該財産の発行者の業務や財産の状況の変化に伴い、上場有価証券等の価格が変動することや、転換後の当該財産の価格や評価額が当初の購入金額を下回ることによって損失（元本の欠損）が生じるおそれがあります。
- ・ 新株予約権、取得請求権等が付された上場有価証券等については、これらの権利を行使できる期間に制限がありますのでご注意ください。

※1 外国取引に係る現地諸費用の額は、その時々々の市場状況、現地情勢等に応じて決定されますので、本書面上その金額等をあらかじめ記載することはできません。

※2 裏付け資産が、投資信託、投資証券、預託証券、受益証券発行信託の受益証券等である場合には、その最終的な裏付け資産を含みます。

### 外国金融商品市場等外国株式に係る金融商品取引契約の概要

当社における上場有価証券等の売買等については、以下によります。

- ・ お客様と Interactive Brokers LLC による外国金融商品市場等外国株式等の売買等の媒介

## 当社の概要

商号等	インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長〈金商〉第 187 号
本店所在地	〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町三丁目 2 番 10 号 鉄鋼会館 4 階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
資本金	1,150,520 千円（平成 23 年 4 月現在）
主な事業	金融商品取引業（第一種金融商品取引業）
設立年月	平成 18 年 8 月
連絡先	03-4588-9700（顧客管理部）

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容：

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決のあっせん等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（連絡先：0120-64-5005）を利用することにより金融商品取引業等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。